

○ 盛岡市市民運動公園(盛岡市運動公園条例)

陸上競技場

区分			利用料	
			1時間までごとに	1日までごとに
料金を徴収しない場合	アマチュア競技に利用する場合	一般	310円	2,300円
		高等学校生徒以下の者	150円	1,150円
	個人で利用する場合 (1人につき)	一般	100円	—
		高等学校生徒以下の者	50円	—
	その他の催しに利用する場合		730円	5,400円
料金を徴収する場合	アマチュア競技に利用する場合	一般	880円	6,510円
		高等学校生徒以下の者	630円	4,660円
	その他の催しに利用する場合		利用する日ごとにその日の最高入場料の200人分に相当する額(その額が52,500円に満たない場合は、52,500円)	

備考

- 1 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に7時間を超えて利用する場合をいう。
- 2 アマチュア競技に利用する場合において、陸上競技場の2分の1を利用する場合の利用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。